家計基準計算書 ~家計状況ってどうやって判断するの?~

家計状況は提出された書類にしたがって、以下の計算式に当てはめ、各家庭の家計基準不足率を算出します。

〈家計基準不足率計算式〉

※給与所得控除額*1 特別控除額*2 収入基準額*3は以下の表から該当する数値を当てはめて ください。

<計算式1>

世帯総所得 – (給与所得控除額*1 + 特別控除額*2) = 認定総所得額 <計算式2>

(認定総所得額 ÷ 収入基準額*3)× -100 = 家計基準不足率

■給与所得控除額*1

年間収入金額	控 除 額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2 + 263万円 ※だたし、収入金額が329万円未満の場合は収入金額と同額
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3 + 223万円
878万円を超える場合	486万円

■特別控除額*2

区分	特別の事情		特	別控除額(単位	5万円)								
	(1)母子・父子 世帯であること	49											
		小 学 校			30								
		中 学 校				46							
					自宅 通学	自宅外 通学							
		高等学校		国公立	35	57							
				私立	57	78							
	(2)就学者のい	学高 校等	国公	1~3年次	35	57							
世	る世帯であるこ		立	4.5年次	40	62							
帯	と(就学者1名に	専門	41 4	1~3年次	57	78							
	つき)	1 1	私立	4.5年次	66	88							
を		大学·短大· 大学院		国公立	67	116							
対				私立	111	159							
象			高等	国公立	35	57							
٤		専修	課程	私立	57	78							
す		学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	専門	国公立	25	71
, i	(-) pd. (8) - 1, m		課程	私立	79	123							
る 控	(3)障がいのある人がいる世帯 であること。			障がいのある人1名に つき									
除	(4)長期に療養をる世帯であること。		人がい	療養のため紀をしている年		別な支出							
	(5)主たる家計支持者が別居し ている世帯であること。			別居のために特別に支出している年間額。但し、71万円を上限とする。									
	(6)震災・風水害・火災その他の 災害又は盗難等の被害を受けた 世帯であること。			日常生活を営むために必要な資材(生活必需品・家具などまたはそれらの修理費)又は生活費を得るための基本的な生産手段(田畑・店舗等)に被害があって将来長期的(2年以上)に支出減・収入減となると認められる年間額									

区分	特別の事情	特別控除額(単位 万円)
本人を対象とする控除	の学校種に該当す	1宅通学となる者111

- ※特別控除で求める書類
- 上記(2) 義務教育外の高等学校以上の学校種 については、在学証明書
- 上記(3) 障がい者手帳や医師の診断書の写し 上記(4) 医師等の証明書・経常的支出金額を 証明できる領収書等
- 上記(5) 住居費・光熱、水道費等の領収書や不動産の賃借関係書類
- 上記(6) 罹災(被災)証明書・盗難届証明書・領 収書・収入減の事実が分かるもの

■収入基準額*3

世帯人数	収入基準額
1人	128万円
2人	203万円
3人	236万円
4人	256万円
5人	275万円
6人	290万円
7人	304万円
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算	14万円

たとえば、こんな計算になります。

1	福岡在住の△さん	4人家族	{父·母·兄(県外私立大学)·自分(県立高3、本学自宅通学)
(-	THIPILLILU/AC/U	T/20/1/X	1 人 ' 口 ' 儿 (宗介 仏 工 人 子) ' 日 刀 (宗 工 高 3 、 本 子 日 七 皿 子)

【父親】収入800万円(所得600万円) 【母親】収入155万円(所得90万円)の場合 ※合計収入955万円(所得690万円)

<計算式1>

世帯総所得:690 - (給与所得控除額:486 + 特別控除額:兄159+自分35+111)

= 認定総所得額:-101

<計算式2>

(認定総所得額:-101÷ 収入基準額:256) × -100 = 家計基準不足率:39

<必要な提出書類> 両親の所得証明書・住民票・兄および自分の在学証明書

②福岡在住のBさん 2人家族 {母·自分(県立高3、本学自宅通学)}

【母親】収入550万円(所得386万円)

<計算式1>

世帯総所得:386 -(給与所得控除額:388 + 特別控除額:母子家庭49+

自分35+111) = 認定総所得額: - 197

く計算式2>

(認定総所得額:-197÷ 収入基準額:203)×-100 = 家計基準不足率:97

〈必要な提出書類〉 母親の所得証明書・住民票・自分の在学証明書

③ **県外在住のCさん 5人家族** {父・母・兄(地元国立大学)・自分(私立高3、本学自宅外通学)・弟(中2障がいあり)}

【父親】収入920万円(所得708万) 【母親】収入0万円

<計算式1>

世帯総所得:708 - (給与所得控除額:486 + 特別控除額:兄67+

自分57+159+弟46+99) = 認定総所得額: - 206

<計算式2>

(認定総所得額:-206÷ 収入基準額:275)×-100 = 家計基準不足率:75

<必要な提出書類> 両親の所得証明書・住民票・兄および自分の在学証明書・弟の障害者手帳の写し

この例の場合、Bさん家族の家計基準不足率が1番高いということになります。2番目がCさん家族、3番目がAさん家族です。100点を超えるケースにおいては、偏差値法により100点満点に換算します。

あなたの家庭の家計状況を計算してみましょう。 <計算式1>	
世帯総所得:	+
+	_
(認定総所得額:	